

令和5年度 公文書開示（8月決定分）

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分		(根拠規定) 条例7条									不開示理由等	所管局部課等			
					開示	一部開示	不開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号		
1	R5.7.19	R5.8.1	美原高校の生活指導内規						1										当該公文書は作成しておらず、存在しないため	都立美原高等学校
2	R5.7.19	R5.8.2	雪谷高校における落とし物の取り扱いに関する記載がある文書						1										当該公文書は、作成及び取得しておらず、存在しないため	都立雪谷高等学校
3	R5.6.8	R5.8.3	令和5年度(4月4日)臨時校長連絡会 レジュメ	2	1														教育庁指導部管理課	
4	R5.6.8	R5.8.3	令和5年度東京都教科用図書選定審議会（第2回）分科会構成（案）	3	1						1			1					【担当】 ・本審議会の基礎資料を作成する担当者が明らかになることで、当該担当者に対する教科書会社等の外部からの干渉、圧力等により教科用図書選定の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため 【プレス・傍聴における参加者氏名及び所属】 ・当該情報は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため	教育庁指導部管理課
5	R5.6.8	R5.8.3	2 2023年度の教指管第359号の手書きの頁数のうち、 2-1 P4の「ビラ配布中止要請」を（公権力である都教委派遣職員の指導・助言がある場合、ない場合とも）管理職が（要請）できる法的根拠となる文書、及びこの「中止要請」した報告を受けた文書 2-2 P4の「掲揚塔の他に校門又は玄関にも国旗を掲揚する」よう指導・助言をしたり報告したりした文書 2-3 P5の「国旗に正対し国歌斉唱」において派遣職員に2019年3月の時のような「声高らかに」等、声量を（アドリブで）指示したことが分かる文書 2-4 (2023年度の教総総576号の1-1と重ならない範囲で、) P5~6の異常な国旗等への8回の敬礼（国旗に背を向かない等を含む異常さ）に対し4月4日の説明会（オンライン含む）参加者から質問や疑問の声が出たことを記録した文書。 2-5 P5とP7に出ている出席された都議に「お聞きした式の感想等の対応」をまとめた（記録した）文書 2-6 P7の「学級で大きな混乱等が生じた場合（の連絡）」をまとめた（記録した）文書 2-7 P7「生徒の予定外の行動」を具体的に記述した文書（特に君が代不起立に関すること） 2-9 「2-7」「2-8」の「不足（ママ）の事態に「やり直しを行」ったのを記録した文書 2は文書保存年限の遡れる時点から本日まで。2020年2月～3月、当時の指導企画課の●●氏のメモは開示されたのでこの種のメモも今回は開示下さい。 3 2023年3月の多摩地区の全・定の都立高卒業式で、女性都議が「君が代」時に勇気ある不起立を貫いて下さった。これに対し都教委職員は、その翌日か翌々日、この都議の控え室に来て「今後立ってもらえないかね」と言いに来た。この職員らが議員に下線部の言動をするに至った全文書（及び控え室から帰った後の議員とのやりとりを報告した文書）							1									当該公文書は、作成及び取得しておらず、存在しないため	教育庁指導部管理課
6	R5.4.7	R5.8.4	・831号の2（協議書） ・1002号「都立学校会場に関するガイドライン」説明動画の配信について（原議） ・1002号「都立学校会場に関するガイドライン」説明動画の配信について（通知） ・1074号試験会場警備業務委託（原議） ・1111号都立学校会場担当係員の決定及び委嘱について（原議） ・1111号都立学校会場担当係員の決定及び委嘱について（通知） ・1130号実施に係る協力について（原議） ・1135号都立学校会場の予算配付について（原議） ・1135号都立学校会場の予算配付について（通知） ・1144号実施時の協力要請について（依頼） ・1168号必要物品の購入について（原議） ・1175号必要物品の購入について（原議） ・1176号都立学校会場担当係員の決定及び委嘱について（通知） ・1187号運営協力に係る派遣先の決定について（原議） ・1187号運営協力に係る派遣先の決定について（通知） ・1194号予備日会場の決定について（原議） ・1194号予備日会場の決定について（通知） ・1197号都立学校会場（予備日）の予算配付について（原議） ・1197号都立学校会場（予備日）の予算配付について（通知） ・1235号都立学校会場担当係員に関する謝礼金に係る支払時期及び所得税の年末調整について（依頼） 等	1200	1															教育庁グローバル人材育成部国際教育企画課

令和5年度 公文書開示（8月決定分）

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分		(根拠規定) 条例7条									不開示理由等	所管局部課等					
					開示	一部開示	不開示	不存在	存否	応答	拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号		
7	R5.4.7	R5.8.4	<ul style="list-style-type: none"> 831号の2事業実施に係る協議原議 982号都立高等学校入学者選抜におけるESAT-Jの結果活用に関する措置申請の結果について（原議） 1074号の2業務の一部再委託（委任）の承認について（原議） 1074号の3業務の一部再委託（委任）の承認について（原議） 1119号交通機関遅延時の対応について（原議） 1131号受験会場の決定について（原議） 1131号受験会場の決定について（通知） 1132号都立学校会場に関するガイドラインの送付及び実施に係る対応について（原議） 1132号都立学校会場に関するガイドラインの送付及び実施に係る対応について（依頼） 1134号「都立学校会場に関するガイドライン」説明動画の配信について（原議） 1134号「都立学校会場に関するガイドライン」説明動画の配信について（通知） 1136号都立高等学校入学者選抜におけるESAT-Jの結果活用に関する措置申請の結果について（原議） 1144号実施時の協力要請について（原議） 1154号実施本部設置要項制定について（原議） 1176号都立学校会場担当係員の決定及び委嘱について（原議） 1177号受験会場の決定について（原議） 1181号申込期間以降の転出入等生徒の申込みについて（原議） 1181号申込期間以降の転出入等生徒の申込みについて（通知） 1186号携帯電話等の借り入れについて（原議） 1190号都立学校会場に関する借用教室等の決定について（原議） 等 	803	1								1	1	1		1				【担当者の内線番号】 ・当該情報は、公にすることにより業務に関係のない連絡が来るなど、事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第6号） 【申請者数及び事由】 ・当該情報は、個人に関する情報で、特定の個人を識別することができないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第2号） ・当該箇所を開示すると、今後のスピーキングテスト事業の結果活用の措置審査業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第6号） ・当該情報は、都立高等学校入学者選抜に関する情報で、公にすることにより、当該業務の公平・公正な遂行に使用を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第6号） 【業者の印影】 ・当該情報は、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第4号） 【依頼先の担当者氏名】 ・当該情報は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第2号） 【依頼先の電話番号】 ・当該情報は、公にすることにより業務に関係のない連絡が来るなど、事業者の事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第3号）	教育庁グローバル人材育成部国際教育企画課
8	R5.7.24	R5.8.7	評価の修正対象者名簿項目	1	1															教育庁グローバル人材育成部国際教育企画課		
9	R5.6.12	R5.8.10	2教指企第354号「東京都中学校英語スピーキングテスト事業に係るスケジュール等の変更について（通知）」	9	1															教育庁グローバル人材育成部国際教育企画課		
10	R5.6.12	R5.8.10	<ul style="list-style-type: none"> 分担金支出関係文書（令和4年度） 協定作成支援等業務委託支出関係文書（令和4年度） 	130	1								1	1	1		1			【事業者の印影】 ・業者の印影は、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第4号） 【最終報告書の採点に関する内容の一部】 ・試験問題の採点に係る情報が公にされることにより、今後の試験運営において適正性及び正当な秘匿性を確保することが極めて困難になるため（東京都情報公開条例第7条第6号） ・本試験はスピーキングに関するテストを既に実施している事業者のノウハウを活用しながら運営していくものであるため、これらの情報を公にすることは、特定の事業者の持つ試験の運営ノウハウの漏洩に繋がり、当該事業者の競争上又は事業運営上の地位が損なわれることとなるばかりでなく、徒に白日の下に晒されることになれば本試験の存在そのものを搖るがす事態になりかねない重大な危険性を孕んでいるため（東京都情報公開条例第7条第3号） 【最終報告書の実施会場に関する内容の一部】 ・個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第2号） ・当該情報を公にすることにより、今後関係者から本事業に対する協力を得られなくなり、その結果、当該事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第6号）	教育庁グローバル人材育成部国際教育企画課	

令和5年度 公文書開示（8月決定分）

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分		(根拠規定) 条例7条									不開示理由等	所管局部課等		
					開示	一部開示	不開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号	
11	R5.7.28	R5.8.10	令和5年度に実施する中1、中2の英語スピーキングテスト、および、令和6年度以降に実施するESAT-Jに関して ●●との間で交わした文書のすべて、または、電磁的記録のすべて					1										請求に係る公文書は作成及び取得しておらず、存在しないため	教育庁グローバル人材育成部国際教育企画課
12	R5.6.16	R5.8.10	・給与関係質疑応答集<令和5年4月更新 東京都教育庁人事部勤労課> ・旅費の手引き<令和5年4月更新 東京都教育庁人事部勤労課>	30	1														東京都東部学校経営支援センター
13	R5.6.16	R5.8.10	・通勤手当連絡票 ・通勤手当連絡票（送信日記載）	35	1				1									「職員氏名」欄、「A：実情の経路（届出経路）」欄及び「B：経済的・合理的と認められる経路」欄 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができる）こととなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが開示することにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため	東京都東部学校経営支援センター
14	R5.6.16	R5.8.10	・連絡票が4月もしくは5月に発行、通知されることにより生じる、もしくは生じることが想定されるトラブルを避ける等の目的で、通勤手当を決定・通知する所管課が予め各校経営企画室事務職員または教職員に対して指導もしくは通知する内容を記した文書 ・東京都東部学校経営支援センターが、公務遂行に必要な現金の、教職員による立替払いを禁止し、前渡金の支出請求を求めているにもかかわらず、異動した教職員や新規採用教職員への通勤手当支給を5月もしくは6月とし、同センターが求める6ヶ月通勤定期券の購入に必要な費用を教職員に立替払いさせていることをもしくは非とすることが記された文書					1									当該公文書は作成及び取得しておらず、存在しないため	東京都東部学校経営支援センター	
15	R5.8.8	R5.8.16	・東京都公立小中学校事務共同実施導入に係る意向確認について（照会文）（令和5年度） ・東京都公立小中学校事務共同実施導入に係る意向確認について（調査票）（令和5年度）	54	1									1	1			【職員個人のメールアドレス、直通番号】 当該情報は、公にすることにより業務に関係のない連絡が来るなど、事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため 【区市町村の回答（一部）】 ・都及び各区市町村の相互間における審議、検討中の情報であつて、公にすると、外部からの干渉、圧力等により各区市町村の自由かつ率直な意見が妨げられ、意思決定の中立性が損なわれるおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第5号） ・公にすると、各区市町村の自由な率直な意見が妨げられ、区市町村の意向・実態が把握できなくなり、当該事業の運営に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第6号）	教育庁総務部総務課
16	R5.6.22	R5.8.18	令和5年度に実施予定の中学校英語スピーキングテスト（令和5年度ESAT-J、Pre 1およびESAT-J Pre 2） ・基本協定その1 ・基本協定その2 ・事業の方針変更等に関する覚書 ・民間資格・検定試験を活用した東京都中学校英語スピーキングテスト（仮称）事業基本協定その2に関する覚書 ・民間資格・検定試験を活用した東京都中学校英語スピーキングテスト（仮称）事業基本協定その2に関する覚書 ・民間資格・検定試験を活用した東京都中学校英語スピーキングテスト（仮称）事業基本協定その2に関する覚書	68	1						1	1	1					【業者の印影】 ・業者の印影は、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第4号） 【難易度調整に関する記述】 ・当該情報は、問題の作成過程に関する情報であつて、公にすることにより、公正・公平な試験の実施が困難となり、当該事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第6号） 【採点基準・採点方法に関する記述】 ・当該情報は、試験の制度設計に関する情報であつて、公にすることにより、公正・公平な試験の実施が困難となり、当該事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第6号） ・当該情報は、事業者の事業活動を行う上でのノウハウ及び内部管理に関する情報であつて、公にすることにより、当該法人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれるおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第3号） 【情報流出の予防策に関する記述】 ・当該情報は、テスト問題の漏洩及び問題の流出の防止に関する情報であつて、公にすることにより、公正・公平な試験の実施が困難となり、当該事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第6号） ・当該情報は、事業者の事業活動を行う上でのノウハウ及び内部管理に関する情報であつて、公にすることにより、当該法人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれるおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第3号）	教育庁グローバル人材育成部国際教育企画課

令和5年度 公文書開示（8月決定分）

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分		(根拠規定) 条例7条									不開示理由等	所管局部課等		
					開示	一部開示	不開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号	
17	R5.8.7	R5.8.18	令和5年度以降のESAT-J Pre1およびESAT-J Pre2、並びに、令和6年度以降の●●●●との間に締結した基本協定 その1の協定書、並びに、基本協定その2および実施協定の協定					1											請求に係る公文書は、作成及び取得してらず、存在しないため 教育庁グローバル人材育成部国際教育企画課
18	R5.6.29	R5.8.22	令和4年度に実施した「子供を笑顔にするプロジェクト」について プログラムシート	1	1														教育庁指導部管理課
19	R5.6.29	R5.8.22	「子供を笑顔にするプロジェクト」の推進に向けた連携・協力に関する協定書	4	1							1							団体の印影は、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため 教育庁指導部管理課
20	R5.6.29	R5.8.22	令和4年度に実施した「子供を笑顔にするプロジェクト」について プログラム候補として推薦する理由および推薦者がわかる資料					1										「子供を笑顔にするプロジェクト」（以下、「本事業」という。）の実施に当たっては、●●に対し、本事業のプログラム開発を担う△△へ情報提供・助言を行うよう、都教育委員会と●●の間で、連携・協力協定を締結した。 「防災キャンプ」は、連携・協力協定に基づく●●からの情報提供・助言を基に、△△から都へ提案されたプログラムである。 提案後、都で内容確認を行い、本事業の趣旨に合致していたため正式にプログラムとなっている。 都教育委員会では、具体的なプログラムの推薦は行っていないため、請求にかかる文書は作成及び取得しておらず、存在しない。 教育庁指導部管理課	
21	R5.7.12	R5.8.24	2017年1月1日から9月1日の間に、都立横綱町公園で●●等が主催する関東大震災朝鮮人犠牲者の追悼行事に都知事が追悼文を送らなくなつた経緯及び上記団体との交渉に教育委員会としてかかわった文書全て				1											当該文書は作成及び取得しておらず、存在しないため 教育庁総務部総務課	
22	R5.6.26	R5.8.25	・中学校英語スピーキングテスト募集要項決定原議 ・中学校英語スピーキングテスト募集要項	158	1														教育庁グローバル人材育成部国際教育企画課
23	R5.6.26	R5.8.25	・中学校英語スピーキングテスト実施方針決定原議 ・中学校英語スピーキングテスト事業次期協定に係る実施方針について（通知） ・令和5年度中学校英語スピーキングテスト（ESAT-J）実施要項決定原議 ・令和5年度中学校英語スピーキングテスト（ESAT-J）実施要項送付通知	150	1								1					【問合せ先の内線番号】 ・職員が業務で使用する内線番号は、公にすることにより、業務と関連のない電話が来る等、事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため 【問合せ窓口の電話番号】 ・当該情報は、公にすることにより業務に関係のない連絡が来るなど、事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため 教育庁グローバル人材育成部国際教育企画課	
24	R5.6.26	R5.8.25	令和4年度に実施した中学校英語スピーキングテスト（ESAT-J） ・要望書等 ・東京都教育委員回答	49	1						1	1		1				【都民等の氏名・住所等】 ・当該情報は、個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることによりなお個人の権利利益を害するおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第2号） 【指摘の内容等】 ・当該情報は、開示が前提となると、率直な意見等が妨げられることになり、広聴業務及びスピーキングテスト事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第6号） 【団体の名称】 ・当該情報は、法人（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。）その他の団体（以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれる認められるものであるため（東京都情報公開条例第7条第3号） 【要望等の件名】 ・当該情報は、開示が前提となると、率直な意見等が妨げられることになり、広聴業務及びスピーキングテスト事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第6号） 教育庁グローバル人材育成部国際教育企画課	

令和5年度 公文書開示（8月決定分）

令和5年度 公文書開示（8月決定分）

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分		(根拠規定) 条例7条									不開示理由等	所管局部課等				
					開示	一部開示	不開示	不存在	存否	応答	拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号	
31	R5.8.17	R5.8.30	・「教育委員ハンドブック」の最新のもの、及び最新でないものの遡れる年度までの国旗・国歌・職員会議の議決（決定）方法（挙手・採決の妨害=都教委の言葉で言う禁止）について触れた頁。 ・全国都道府県教育長教区委員会連合会が要望書等を自・公にだけ出し、社民党・立民・れいわ・共産には出さず、保守政党とだけ関係を持つ政治的中立性に違反する行為について法的検討をした文書					1											当該公文書は、作成及び取得しておらず、存在しないため	教育庁総務部 教育政策課	
32	R5.8.21	R5.8.30	令和5年度東京都公立学校教員採用候補者選考（6年度採用） 第一次選考 問題 ●小学校全科 ●小学校全科（英語コース） ●中・高共通 国語 ●中・高共通 地理歴史 ●中・高共通 公民 ●中・高共通 英語 ●小・中共通 中・高共通 音楽 ●小・中共通 中・高共通 美術 ●高等学校 工業	252	1																教育庁人事部 試験課
33	R5.8.21	R5.8.30	令和5年度JET青年招致事業に伴うJET青年の住居あっせん等に係る業務委託（単価契約） 仕様書	9	1															教育庁グローバル人材育成部 国際教育企画課	
34	R5.8.22	R5.8.30	令和5年度都立高等学校及び中等教育学校（後期課程）で使用予定の補助教材一覧	539	1															教育庁指導部 管理課	
35	R5.8.23	R5.8.30	スクールカウンセラー活用ガイドライン	6	1															教育庁指導部 管理課	
36	R5.8.23	R5.8.30	スクールカウンセラーガイドラインで収集した情報の削除又は変更を不可とした説明が書かれた文章				1												請求にかかる文書は作成及び取得しておらず、存在しないため	教育庁指導部 管理課	
37	R5.7.5	R5.8.31	2科技第281号「生徒会大賞への応募」	25	1							1			1				・当該公文書は、個人に関する情報（東京都情報公開条例第7条第8号及び同条第9号に関する情報並びに事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができる」となるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであり、東京都情報公開条例第7条第2号に該当するため ・当該公文書は、開示が前提となると、生徒の自由な活動が損なわれるおそれがあるとともに、開示することで生徒からの学校に対する信頼を損ね、今後の学校運営に支障を及ぼすおそれがあり、東京都情報公開条例第7条第6号に該当するため	都立科学技術 高等学校	
38	R5.8.17	R5.8.31	令和4年11月27日に実施されたESAT-Jの全受験生の音声データ				1				1								当該情報は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができる」となるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため	教育庁グローバル人材育成部 国際教育企画課	